

新温泉監第25号

令和4年8月25日

新温泉町長 西村 銀三 様  
新温泉町議会議長 宮本 泰男 様

新温泉町監査委員 島田 信夫

新温泉町監査委員 小林 俊之

令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率に係る  
審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき審査に付された令和3年度健全化判断比率に関する書類及び同法第22条第1項の規定に基づき審査に付された令和3年度資金不足比率に関する書類を審査したので、別紙のとおり審査意見を提出します。



# 健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

## 第1 審査の概要

### 1 審査の対象

令和3年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 2 審査の期日

令和4年8月4日

### 3 審査の方法

この審査は、提出された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼とし、関係職員からの説明を求めて実施した。

## 第2 審査の結果

審査に付された健全化判断比率、資金不足率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

### 1 健全化判断比率の状況

健全化判断比率は次表のとおりである。

(単位：%)

財政指標名	令和3年度決算	早期健全化基準	財政再生基準	備考
実質赤字比率	—	14.25	20.0	
連結実質赤字比率	—	19.25	30.0	
実質公債費比率	11.0	25.0	35.0	
将来負担比率	65.0	350.0		

※ 実質赤字比率及び連結赤字比率については、赤字がない場合は「—」と表示している。

#### ・実質公債費比率

前年度比0.2ポイント悪化して、11.0%である。早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回っている。

#### ・将来負担比率

前年度比24.9ポイント改善し、65.0%である。早期健全化基準の350.0%と比較するとこれを下回っている。

## 2 資金不足比率の状況

資金不足比率は次表のとおりである。

(単位：%)

特別会計の名称	令和3年度決算	経営健全化基準	備考
浜坂温泉配湯事業会計	—	20.0	
水道事業会計	—	20.0	
公立浜坂病院事業会計	—	20.0	
下水道事業会計	—	20.0	
七釜温泉配湯事業特別会計	—	20.0	

※ 資金不足額がないので、それぞれ「—」と表示している。  
全会計で資金不足は生じていない。

## 第3 審査意見

健全化判断比率の状況は、全ての指標において早期健全化基準未満であった。

今後とも効率的・効果的な行財政運営を進められ、引き続き財政基盤の安定化に努められたい。

なお、公立浜坂病院事業会計については、特別利益による改善であるため、経営健全化に向けた抜本的な取り組みを徹底されたい。